

# 滝川市の規則の準用に関する規則

昭和56年 4 月 1 日  
組合規則 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 空知教育センター組合の運営に関し、特別の定めがあるものを除くほか、滝川市規則を準用する。

(準用規定)

第 2 条 準用する滝川市規則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 滝川市会計管理者の補助組織設置及び事務分掌等に関する規則 (平成3年滝川市規則第8号)
- (2) 職員の分限及び懲戒に関する条例施行規則 (昭和51年滝川市規則第44号)
- (3) 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則 (平成13年滝川市規則第7号)
- (4) 職員の育児休業等に関する規則 (平成4年滝川市規則第11号)
- (5) 滝川市職員被服規則 (昭和61年滝川市規則第35号)
- (6) 一般職の職員の給与に関する条例施行規則 (昭和46年滝川市規則第20号)
- (7) 職員等の旅費に関する条例施行規則 (平成11年滝川市規則第8号)
- (8) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和48年滝川市規則第47号)
- (9) 滝川市財務規則 (昭和55年滝川市規則第34号)
- (10) 滝川市会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則 (令和2年滝川市規則第16号)
- (11) 滝川市会計年度職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (令和2年滝川市規則第17号)

2 前項第9号の場合において、別表第1を次のとおり読み替えるものとする。

(1) 会計管理者から出納員への委任

委任する事務	委任する職員
空知教育センター使用料及びその他の収入金の収納	事務局長の職にある出納員

(2) 出納員からその他の会計職員への委任

委任する事務	委任する職員
空知教育センター使用料及びその他の収入金の収納	空知教育センターに勤務する現金取扱員

(施行細目)

第 3 条 この規則の施行に関し必要な事項は組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この規則施行の際、すでになされた処分又は手続等で現に効力を有する事項については、この規則の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則（昭和63年6月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（他の規則の廃止）

2 収入役の職務を代理する吏員指定に関する規則（平成3年空知教育研修センター組合規則第2号）は、廃止する。

附 則（平成18年6月27日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条規定による改正後の空知教育センター組合事務局組織規則の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公印規則の規定、第3条の規定による空知教育センター組合職員の職名に関する規則の規定、第4条の規定による空知教育センター組合次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の規定及び第5条の規定による滝川市の規則の準用に関する規則の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則（平成19年3月28日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。